

静岡県広告業協会規約

(平成23年4月改訂)

第1章 総則

- 第1条 本協会は静岡県広告業協会と称する。
- 第2条 本協会の事務局を静岡市におく。
- 第3条 本協会は広告業の業務に向上並びに親睦を図り、各媒体社と連携して静岡経済の発展と広告文化普及に寄与することを目的とする。
- 第4条 本協会は前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
1. 広告に関する共同利益のための活動
 2. 調査研究
 3. 資料・情報の収集及び斡旋。
 4. 関係官庁及び関係団体との連絡。
 5. その他目的を達成するための必要事項。

第2章 会員及び会費

- 第5条 本協会は静岡県内に事業所を有する広告業をもって会員とし、次の各項を会員の登録事項とする。
1. 社名
 2. 所在地
 3. 電話番号
 4. FAX番号
 5. 代表者名
 6. 登録者名
- 第6条 本協会の会費及び入会金は次の通りとする。
1. 年会費は1社あたり60,000円とする。ただし毎年4月と10月に分納することができる。
 2. 入会金は1社あたり100,000円とする。
- 第7条 会員は本協会の信用を保持するために、次の事項を守らなければならない。
1. 広告取引の秩序維持に努めること。
 2. 広告主並びに媒体社との取引において、広告業の信用を害する行為をしないこと。
 3. 会員の登録事項に変更のあった場合は直ちに届け出ること。
- 第8条 本協会に新たに入会を希望する会社は、広告業を主たる業務とし静岡県内に本社または出先機関を有し、創業3年以上経過したる社でなければならない。

入会にあたっては、県内東・中・西部に属する地元会員か、その地区に出先機関を有する会員社かの2社以上の会員の推薦を得、なおかつ理事会の承認を受けなければならない。尚、上記条件を満たしていなくても入会が相当と認められる社については、理事会にて入会を承認することがある。

第9条 本協会会員として新たに入会を認められた会員は直ちに理事会で決められた入会金及び会費を納入しなければならない。

第3章 役員

第10条 本協会に下記の役員をおく。

理事長	1名	副理事長	若干名	直前理事長	1名
理事	相当数	監事	2名		

第11条 理事及び監事は総会において選出する。但し任期途中にて理事及び監事に欠員が生じた場合は総会を待たずして理事会にて選出することが出来る。理事長・副理事長は理事会において理事の互選とする。

理事会は必要に応じ顧問および相談役を選出することが出来る。

第12条 理事長は本協会を代表し協会の円滑な運営を図る。

副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は理事会の定めるところにより、理事長の職務を代行する。

理事は平常業務を分担し、その運営を図る。

監事は会計監査を行う。

第13条 役員任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。

第4章 総会・理事会・委員会及び例会

第14条 本協会は毎年1回4月通常総会を開催する。又、理事会が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

議長は理事会の推薦とする。

第15条 通常総会においては、役員改選・会計報告並びに事業全般について審議する。

第16条 理事会は理事長が招集し原則として隔月開催をする。

第17条 本協会は所要の委員会をおくことができる。

第18条 例会は本協会全員で構成し年4回、原則として1・4・7・10月に開催するものとする。

第19条 会員は総会並びに例会に出席しなければならない。

第5章 罰 則

第20条 次に該当した場合は理事会に諮り退会勧告又は除名処分にする事ができる。

1. 本規約第6条の会費をその期限内に納入を怠ったとき
2. 本規約第7条に著しく違反したとき
3. 本規約第19条より総会並びに例会に連続3回以上欠席したとき
4. 本協会の体面を汚し、信用を害したとき

第6章 議 決

第21条 総会及び例会の議会は会員の3分の2以上が出席し、その過半数をもって有効とする。

第7章 附 則

第22条 納入した会費及び入会金は如何なる場合にも返還しない。

第23条 本協会規約を変更する場合は総会又は例会の議決を要する。

第24条 本協会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

以上